

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																				
池田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全額を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th><th>使用許可期間</th><th>許可数量</th><th>使用料</th><th>納付日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱設置</td><td>令和5年7月7日から 令和6年3月31日まで</td><td>第3種電柱1本 支柱1本 支線1条</td><td>5,330円</td><td>令和5年7月31日</td></tr> <tr> <td>電柱設置</td><td>令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで</td><td>支線1条</td><td>1,140円</td><td>令和5年9月8日</td></tr> <tr> <td>電柱設置</td><td>令和5年11月29日から 令和6年3月31日まで</td><td>第3種電柱2本</td><td>3,090円</td><td>令和5年12月20日</td></tr> </tbody> </table>					使用目的	使用許可期間	許可数量	使用料	納付日	電柱設置	令和5年7月7日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱1本 支柱1本 支線1条	5,330円	令和5年7月31日	電柱設置	令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで	支線1条	1,140円	令和5年9月8日	電柱設置	令和5年11月29日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱2本	3,090円	令和5年12月20日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p>
使用目的	使用許可期間	許可数量	使用料	納付日																						
電柱設置	令和5年7月7日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱1本 支柱1本 支線1条	5,330円	令和5年7月31日																						
電柱設置	令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで	支線1条	1,140円	令和5年9月8日																						
電柱設置	令和5年11月29日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱2本	3,090円	令和5年12月20日																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月16日）